

令和6年度

那珂川沿岸農業水利事業（一期）

旧渡里揚水機場建築その他工事

特別仕様書

（当初）

関東農政局那珂川沿岸農業水利事業所

## 第1章 総則

那珂川沿岸農業水利事業（一期）旧渡里揚水機場建築その他工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下、「共通仕様書」という。）及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書【建築工事編】」、「公共建築工事標準仕様書【電気設備工事編】」、「公共建築工事標準仕様書【機械設備工事編】」（以下「建築工事標準仕様書」という。）に基づいて実施する。

なお、共通仕様書並びに建築工事標準仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

## 第2章 工事内容

### 1. 目的

本工事は、国営那珂川沿岸土地改良事業計画に基づき、旧渡里揚水機場建屋の改築工事を行うものである。

### 2. 工事場所

茨城県水戸市渡里町地内

### 3. 工事概要

工事概要は下記のとおりである。

旧渡里揚水機場建屋改築	地上1階 鉄筋コンクリート造 建築面積136.66㎡
旧渡里揚水機場建屋撤去	1式
アスベスト除去工	1式
ポンプ設備撤去	1式

## 第3章 施工条件

### 1. 工程制限

#### (1) 関連工事との調整

関連工事との調整により、建築工事は令和6年11月30日までに内装工事を完了させなければならない。

### 2. 工事期間中の休業日

(1) 工事期間中の休業日としては、雨天・休日等13日/月を見込んでいる。

(2) 原則、土曜日及び日曜日、夏季休暇（8月14日～8月16日）、年末年始休暇（12

月 29 日～1 月 3 日) は工事を行わない。

ただし、週休 2 日の取得に要する費用の計上の試行工事のうち週休 2 日の実施を取り組む工事については、提出する実施計画書によるものとする。

なお、冬期間の気象条件等により上記の工事を施工しない日においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

### 3. 施工しない時間帯

原則、午後 5 時から午前 8 時 30 分まで。

なお、冬期間の気象条件等により上記の工事を施工しない時間帯においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

### 4. 現場技術員

本工事は、共通仕様書「第 1 編第 1 章 1 - 1 - 9」に規定している現場技術員を配置する。氏名等については、別に通知する。

### 5. 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び周期を任意に設定できる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別記様式 1 により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。

ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている 310 日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別記様式 1 と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。

工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結の日から令和 7 年 3 月 2 1 日まで

※工事完了期限内における工期の変更については、受注者から変更理由が記載された書面での協議を行うこと。

### 6. CORINS への登録

技術者の従事期間は、契約（変更の場合は変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

## 第 4 章 現場条件

### 1. 土 質

本工事の施工場所の土質は、「粘性土」を想定している。

## 2. 関連工事

本工事に関連する工事として、次に示す工事を予定しているので、監督職員及び関連する工事責任者と十分に連絡、協議し工事工程に支障が生じないように調整しなければならない。

- (1) 那珂川沿岸農業水利事業（一期）旧渡里揚水機場機器設備据付工事  
（施工予定時期：令和5年11月～令和6年11月）

## 3. 第三者に対する措置

### (1) 振動及び騒音対策

騒音、振動等の対策については十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。

なお、第三者より苦情等が発生した場合には、速やかに監督職員に報告し、対策について協議するものとする。

### (2) 保安対策

1) 本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習または、基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする。

2) 交通誘導警備員の配置は、下表のとおりとするが、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとする。

配置場所	交通誘導警備員	編成	昼夜別	交替要員の有無
市道常磐229号線 (渡里揚水機場出入口)	1名/資材搬入搬出時	1編成	昼間	無

### (3) 防塵対策

防塵対策については、十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。

なお、現地状況等により、防塵対策が必要となった場合は監督職員と協議するものとする。

### (4) 安全対策

工事用車両の工事現場への出入りに際しては、必要な安全対策を講じるものとする。

なお、工事期間中における昼夜の安全対策については、交通制限の範囲、標識及び安全施設等の配置について、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

### (5) アスベストについて

アスベストの処理は、「石綿障害予防規則」（平成17年厚生労働省令第21号）及び「水

道用石綿セメント管の撤去作業等における石綿対策の手引き」(平成17年8月厚生労働省健康局水道課)並びに「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定に基づき実施するものとする。

#### 4. 隣接地に対する措置

本工事範囲及び周辺部の既設構造物については、工事着手前に位置・高さ等を測定し記録しておくものとする。

また、監督職員が指示する箇所については、工事实施期間中定期的に位置・高さ等を観測し監督職員に報告しなければならない。

なお、構造物に影響が生じると想定される場合、又は異常を発見した場合は、直ちに作業を中止し、応急措置を行うと共に、事後の処理については、監督職員と協議しなければならない。

#### 5. 関係機関との協議

関係機関との協議は発注者側にて行うが、工事实施に際し必要となる交通規制、使用申請及び連絡調整は監督職員と打合せのうえ受注者が行わなければならない。

### 第5章 指定仮設

#### 1. 工事用道路

(1) 受注者は図面にに基づき、工事用道路を整備しなければならない。また、工事期間中の補修・維持管理及び工事完了後の撤去は、受注者の責任において実施しなければならない。

なお渡里揚水機場の工事用道路は工事完了後も存置する計画であるが、敷鉄板は本工事で撤去するものとする。

#### 2. 水替え工

(1) 渡里揚水機場施工時の水替え工は、次のとおり想定している。

- 1) 旧渡里機場の吸水槽には残水が残っていることが想定されているため、旧渡里機場の運転停止後から増打ち工事着手からポンプ撤去の間において、水替え工を行わなければならない。
- 2) 吸水槽の排水は、上部のボルト固定されたマンホール蓋を開口し、吸水槽に排水ポンプを投下し、排水することを計画している。
- 3) 吸水槽内の残水総量は不明なため、実績変更を行うものとするが、当初設計では、常時排水(24時間)にて3日で完了するものとしている。
- 4) ポンプで揚水した排水は、旧渡里機場に隣接する道路側溝に排水するものとする。
- 5) 詳細については工事着手後、監督職員と協議するものとする。

(2) 現場条件の相違等により(1)以外の水替え工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

### 3. 現場発生材置場

本工事の施工に伴い発生する金属屑（現場発生材）の置場は次に示す場所とし、搬出予定量は次のとおりである。

なお仮置場への搬出に先立ち、付着するコンクリート等は可能な限り除去するものとし、金属屑以外を持ち込んで서는ならない。

名 称	地 先 名	搬出予定量	摘 要
御前山ダム仮置場	茨城県常陸大宮市 下伊勢畑地内	100.00ton	H形鋼・揚水ポンプ、 電気盤、配線類等

## 第6章 工事用地等

### 1. 発注者が確保している用地

発注者が確保している工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、監督職員が別途示すこととし、次に示す期間に使用できる。

#### (1) 渡里揚水機場

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで(予定)

### 2. 工事用地等の使用及び返還

発注者が確保している工事用地等については、工事施工に先立ち、監督職員立会のうえ、用地境界、使用条件等の確認を行わなければならない。また、必要に応じて境界控杭を設置しなければならない。

工事用地等以外の用地が受注者の都合により必要となった場合は、一切を受注者の責任により処理するものとするが、借地する場合及び返地する場合は、発注者に報告するものとする。

## 第7章 工事用電力

本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。

## 第8章 工事用材料

### 1. 規格及び品質

本工事で使用する主要材料の規格及び品質は次のとおりである。

#### (1) コンクリート

コンクリートはレディーミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとする。

種 類	呼び 強度 (N/mm <sup>2</sup> )	スラ ンプ (cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	水セメ ント比 W/C(%)	セメント の種類に よる記号	使用目的
無筋コンクリート	18	15	25(20)	65	N	建築基礎
	24	12	40	55	BB	吸水槽壁

鉄筋コンクリート	24+S※	18	25(20)	60以下	N	建築躯体
----------	-------	----	--------	------	---	------

※) 粗骨材最大寸法 25 mmは、地域的に骨材の入手が困難な場合、20 mmの使用を可能とする。

※) 構造体強度補正值(S)は、コンクリートの打込みから材齢 28 日までの期間の予想平均気温  $\theta$  に応じて定める。

普通ポルトランドセメント：  $8 \leq \theta$  の場合、 $S=3\text{N/mm}^2$ ，  $0 \leq \theta < 8$  の場合、 $S=6\text{N/mm}^2$

## (2) 鋼材類

- 1) 鉄筋 SD295A D10、D13、D16、  
SD345 D22、D25

## (3) 木材

受注者は、設計図書に木材の使用について指定されている場合はこれに従うものとし、任意仮設等においても木材利用の促進に留意しなければならない。

## 2. 見本又は資料提出

主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。

なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。

材 料 名	提 出 物
コンクリート	試験成績書・配合報告書
鉄筋	ミルシート、カタログ、試験成績書
鉄鋼材	試験成績書・カタログ
防水材	色見本、試験成績書保証期間
屋根材（樋を含む）	色見本、カタログ、試験成績書
床材	色見本、カタログ、試験成績書
壁材	製作承認図
建具	色見本、試験成績書
塗料	色見本、カタログ、試験成績書
内装材	色見本、カタログ、試験成績書
外装材	カタログ、納入仕様書、試験成績書
配線配管類	カタログ、納入仕様書
照明器具	カタログ、納入仕様書
空気換気設備器具	カタログ、納入仕様書
衛生設備器具	カタログ、納入仕様書
受配電盤	カタログ、試験成績書等
その他材料 (監督職員が指示するもの)	カタログ又は試験成績書

## 3. 監督職員の検査又は試験

(1) 主要な工事用材料は、使用前に監督職員の検査又は試験を受けなければならない。ただし、軽易な材料については、監督職員の承諾を受けて省略することができる。

#### 4. 取扱い説明書及び保証書

電気製品等メーカー品及び二次製品で、取扱説明書及び保証書が添付されているものは、取扱説明書及び保証書（メーカー及び受注者連帯）を提出するものとする。

#### 5. 資材の調達

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

資材名	規格	調達地域
敷鉄板	22×1524×6096	茨城県筑西市

## 第9章 施工

### 1. 一般事項

#### (1) 基準点

本工事に使用する基準点及び水準点は、図面に示す KBM. 1 (TP+11.365) を使用するものとする。

なお、基準点等の位置データは、測地成果 2000 に対応したものである。

#### (2) 検測又は確認（施工段階確認）

- 1) 本工事の施工段階においては、下表に示すとおりであり、確認時期・頻度については、監督職員の指示により変更する場合がある。
- 2) 下表に示す以外の工種は、受注者の自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が提出を指示した場合、これに応じなければならない。

工 種		確認内容	確 認 時 期
構 造 物	コンクリート 構造物	厚さ、高さ、 幅（内空）	初期施工段階で1箇所
	鉄筋組立	かぶり、中心間隔	初期段階鉄筋組立後 以降、構造物変更後毎に1箇所
	外壁取付工	外観・寸法	初期施工段階で1回
	屋根取付工	取付状況、使用材料、	
	防水処理工	下地処理状況	
アスベスト撤去		撤去状況、運搬状況	初期施工段階で1回

(3) 中間技術検査

- 1) 発注者から監督職員を通じて中間技術検査を実施する旨、通知を受けた場合は従わなければならない。
- 2) 中間技術検査を受ける場合、あらかじめ監督職員から指示する出来形図及び出来形数量内訳表を作成し、監督職員へ提出しなければならない。
- 3) 契約図書により義務づけられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図及び工事報告書等の資料を整備し、中間技術検査を命ぜられた職員（以下「技術検査職員」という。）から提示を求められた場合は従わなければならない。
- 4) 技術検査職員から修補を求められた場合は、従わなければならない。
- 5) 中間技術検査又は修補に要する費用は、受注者の負担とする。

(4) 歩掛検証

本工事の施工に当たり材料の使用数量及び各工程の作業時間、労務配置等に大幅な違いが想定される工種については歩掛調査を実施し、監督職員に報告するものとする。

なお、様式等詳細については監督職員より別途指示する。

2. 建設資材等廃棄物の搬出

- (1) 本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を、本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

建設資材廃棄物	処理施設名	住所	受入時間	事業区分
コンクリート廃材 (無筋・鉄筋)	大蔵生コンクリート (株) 有資リサイクルセンター	城里町下青山 970	8:30 ~17:00	中間処理
石綿含有製品 解体作業時の 防護服等	エコフロンティア笠間 (株)	笠間市福田 165-1 福田 165 番 1	8:30 ~16:30	最終処理

### 3. 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

#### (1) 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ( )	その他の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

注) ■が該当部分である。

#### (2) 建築物に係る新築工事（新築・増築・修繕・模様替）

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①造成等	造成等の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎杭	基礎・基礎杭の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③上部構造部分・外装	上屋構造部分・外装 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	④屋根	屋根の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
⑥その他	その他の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用	

※ 新築・増築工事は床面積が 500 m<sup>2</sup>以上

#### 4. 構造物撤去工

##### (1) 構造物取壊し工

- 1) 受注者は事前に対象構造物の寸法、形状、再利用の可否について調査を行い、監督職員へ報告を行うものとする。
- 2) 構造物取壊しに伴い、新たに振動・騒音対策の必要が生じた場合は、監督職員と協議を行うものとする。
- 3) 境界杭等は撤去せず存置する計画であるが、撤去が必要となった場合や保護対策が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。

##### (2) 旧ポンプ設備撤去工

- 1) ポンプ設備においては、建屋の解体後、地上部から順に取り外すものとする。  
また、既存地下構造物は、国営機場として再利用されるため、撤去方法については、慎重に計画を立てた上で、監督職員と調整し、実施しなければならない。

##### (3) 運搬処理工

- 1) 撤去物は事前に搬出量の検測を行い、監督職員へ報告するものとする。

#### 5. 旧渡里機場建屋撤去

##### (1) 旧渡里機場建屋撤去

- 1) 撤去により発生する建設資材廃棄物等は、第9章2に示す処理施設へ搬出しなければならない。
- 2) その他、撤去作業の基本事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「建築物解体工事共通仕様書」によるものとする。

##### (2) 金属くず処理

- 1) 本工事で撤去する電気設備、ドア、サッシ、ネットフェンス等（以下「金属くず」という。）は、御前山ダムへ搬出するものとするが、詳細については監督職員の指示によるものとする。
- 2) 受注者は重量測定装置を用意し、金属くずの重量を測定し共通仕様書に基づく現場発生材報告書を監督職員に提出するものとする。

#### 6. コンクリート工

(1) コンクリートの打設については、施工に先立ちリフト割図を作成し、監督職員の承諾を得なければならない。

(2) コンクリート打設上施工継目となる箇所は、あらかじめ監督職員の承諾を受けるものとする。

(3) コンクリート打設後は十分養生を行うものとする。

- (4) 使用するコンクリートは、第8章 工食用材料に示す強度補正を加えるものとする。  
なお、無筋コンクリート、軽微な工作物は補正の対象としない。

## 7. 建具工事

建具は製作図を提出して監督職員の承諾を得るものとする。

## 第10章 施工管理

### 1. 主任技術者等の資格

主任技術者又は監理技術者の資格は、1級又は2級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、これと同等以上の資格を有する者とは、次のものをいう。

- ・ 1級又は2級建築士の資格を有する者
- ・ これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者

### 2. 施工管理

#### (1) 国営渡里揚水機場改築

品質及び施工管理については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築工事監理指針」、「電気設備工事施工管理基準」、「機械設備工事施工管理基準」及び農林水産省農村振興局制定「土木工事施工管理基準」によるものとする。

なお、これらに定められていない事項については、あらかじめ監督職員と協議し、承諾を得るものとする。

### 3. 情報共有システムについて

- (1) 本工事は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの対象工事である。
- (2) 情報共有システムの活用については、共通仕様書に示す情報共有システム活用要領によるものとする。

### 4. 工事写真における黑板情報の電子化について

黑板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黑板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黑板情報の電子化を行うことができる。黑板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。

#### (1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下、「機器等」という。)は、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」<sup>(※)</sup>に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する

基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

(2) 機器等の導入

- 1) 黑板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- 2) 受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

(3) 黑板情報の電子的記入に関する取扱い

- 1) 受注者は、(1)の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黑板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- 2) 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記1)に示す黑板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。
- 3) 黑板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黑板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

(4) 写真の納品

受注者は、(3)に示す黑板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時にURL

([https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index\\_digital.html](https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html))のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黑板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黑板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

5. 構造物品質確認検査

建築工の品質を確保するため、テストハンマーによる強度推定調査及び、ひび割れ発生状況調査を行なわなければならない。

(1) 強度推定調査の方法は次によるものとする。

- 1) 調査頻度は、強度が同じブロック1構造物の単位として各単位につき3箇所の調査を実施しなければならない。  
なお、受注者は事前に調査計画書を作成し監督職員の承諾を得なければならない。
- 2) 調査の結果、所定の強度が得られない場合には、その箇所の周辺において再調査を5箇所実施しなければならない。
- 3) 測定方法は「硬化コンクリートのテストハンマー強度の試験方法（JSCE-G504）」によ

り実施するものとする。

- 4) 測定結果によっては、コアを採取し圧縮強度試験を行なうこともある。
- 5) 実施時期、位置など詳細については、監督職員と打合せを行なうものとする。  
なお、調査票については別途指示するものとする。

(2) ひび割れ発生状況調査は次により実施しなければならない。

- 1) 構造物完成後、0.2mm 以上のひび割れ幅について別途指示する調査票により展開図を作成し、展開図に対応する写真についても添付しなければならない。  
なお、調査の結果有害と思われるひび割れについては、その原因を追究するとともに対処方法について監督職員と協議するものとする。
- 2) 調査票の記入方法等の詳細については、監督職員の指示によるものとする。  
なお、調査票は完成検査時に提出しなければならない。

## 第 11 章 条件変更の補足説明

1. 本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。
  - (1) 第 2 章 4 に示す工事数量表に変更が生じた場合
  - (2) 第 4 章 1 に示す土質に変更が生じた場合
  - (3) 関連工事との調整により施工条件、施工方法等に変更が生じた場合
  - (4) 振動・騒音対策の必要が生じた場合
  - (5) 付帯構造物の位置・規格及び構造等に変更が生じた場合
  - (6) 材料の規格、数量に変更が生じた場合
  - (7) 第 4 章 3 (2) に規定する交通誘導警備員に係わる諸条件に変更が生じた場合
  - (8) 第 4 章 3 (3) に規定する防塵対策の必要が生じた場合
  - (9) 道路協議等、関係機関との調整により施工条件、施工方法等に変更又は追加が生じた場合
  - (10) 下部工補強工に変更が生じた場合
  - (11) 既設ポンプ撤去工の撤去方法及び撤去範囲に変更が生じた場合
  - (12) 旧渡里揚水機場ポンプ室底版開口及び閉塞工に変更が生じた場合
  - (13) 旧渡里揚水機場改築の施工方法及び数量、作業内容等に変更及び追加が生じた場合
  - (14) 指定仮設に変更が生じた場合
  - (15) 水替え工に変更及び追加の必要が生じた場合
  - (16) 工事用道路及び仮設計画に変更が生じた場合
  - (17) 第 6 章に係る工事用地等の使用条件に変更が生じた場合
  - (18) 第 9 章 2 (1) に規定する建設資材廃棄物等の再利用方法等に変更が生じた場合
  - (19) 産業廃棄物処理場及び処理方法、処理数量に変更が生じた場合
  - (20) 新たな産業廃棄物が出現した場合
  - (21) 別に示す参考歩掛の検証の結果、協議により変更が生じた場合

- (22) 遠隔臨場を行う場合
- (23) 現地精査により変更が生じた場合
- (24) 電気、水道等の引込箇所に変更が生じた場合
- (25) 原形復旧を追加する必要がある場合
- (26) その他監督職員が必要と認めたもの

## 第 12 章 設計変更等の業務

受注者は設計変更が生じ、設計変更に必要な測量、数量計算及び図面の作成を監督職員から指示された場合は、それに応ずるものとする。

なお、その経費については別途協議のうえ、設計変更に計上するものとする。

## 第 13 章 天災その他不可抗力

天災その他の不可抗力による損害は、工事請負契約書第 30 条（不可抗力による損害）によるものとする。

## 第 14 章 その他

### 1. 契約後 V E 提案

#### (1) 定義

「V E 提案」とは、工事請負契約書第 19 条の 2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

#### (2) V E 提案の意義及び範囲

- 1) V E 提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。
- 2) ただし、次の提案は、V E 提案の範囲に含めないものとする。
  - ① 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
  - ② 工事請負契約書第 18 条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案
  - ③ 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

#### (3) V E 提案書の提出

- 1) 受注者は、(2)の V E 提案を行う場合、次に掲げる事項を V E 提案書（共通仕様書様式 6-1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。
  - ① 設計図書に定める内容と V E 提案の内容の対比及び提案理由

- ② VE提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
  - ③ VE提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
  - ④ 発注者が別途発注する関連工事との関係
  - ⑤ 工業所有権を含むVE提案である場合、その取り扱いに関する事項
  - ⑥ その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項
- 2) 発注者は、提出されたVE提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
- 3) 受注者は、VE提案を契約締結の日より、当該VE提案に係る部分の施工に着手する日の35日前までに、発注者に提出できるものとする。
- 4) VE提案の提出費用は、受注者の負担とする。

#### (4) VE提案の適否等

- 1) 発注者は、VE提案の採否について、原則として、VE提案を受領した日の翌日から14日以内に書面（共通仕様書様式6-5）により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむをえない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。
  - 2) また、VE提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。
  - 3) VE提案の審査にあたっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。
  - 4) 発注者は、VE提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第19条の2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。
  - 5) 発注者は、VE提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。
  - 6) 前項の変更を行う場合においては、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する額（以下、「VE管理費」という。）を削減しないものとする。
  - 7) VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者がVE提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。
  - 8) 発注者は、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記6)のVE管理費については、変更しないものとする。
- ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

#### (5) VE提案書の使用

発注者は、V E提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容が無償で使用する権利を有するものとする。

#### (6) 責任の所在

発注者がV E提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、V E提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

### 2. 電子納品

工事完成図書を、共通仕様書第1編1-1-37に基づき、次のものを提出しなければならない。

- ・工事完成図書の電子媒体（CD-R 若しくはDVD-R） 正副2部

### 3. 配置予定監理技術者等の専任期間

請負契約の締結後、工事施工に着手するまでの期間（現場事務所の配置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場に着手する日については、請負契約締結後、監督職員と打合せにおいて定める。

また、現場への専任の期間については、契約工期が基本となるが、契約工期内であっても、工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

### 4. ワンデーレスポンス実施に関する事項

「ワンデーレスポンス」とは、監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。ただし、「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答日を通知するなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。

なお、「その日のうち」とは午前中に協議等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後には協議等行われたものは、翌日中に回答するものとする。ただし、原則として閉庁日を除く。

### 5. 地域以外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事实施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

- ・営繕費:労働者送迎費、宿泊費、借上費

・労務管理費:募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- (2) 発注者は契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示するものとする。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、発注者は別に示す実績変更対象経費に係る費用の内訳を記載した実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「計画書」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「変更計画書」という。）を作成するとともに、変更計画書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事積算基準に基づき算出した額」から「計画書に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費合計額」を差し引いた後、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

#### 6. 共通仮設费率分の適切な設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。
  - 運搬費：建設機械の運搬費
  - 準備費：伐開・除根・除草費
- (2) 発注者は契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。

- (4) 受注者は最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書又は、金額の妥当性を証明する金額計算書）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事積算基準に基づき算出した額」から「内訳書に記載された共通仮設費（率分）の合計額」を差し引いた後、「(4) の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

## 7. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省 WEB サイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

### (1) 工事円滑化会議（施工条件確認会議）

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方を説明し、共有を図るものとする。なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

### (2) 工事円滑化会議（工程確認会議）

工事着手時および新工種発生時等、受発注者間において、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員の協議により定めるものとする。

### (3) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員と協議し定めるものとする。

する。

#### (4) 対策検討会議

工事実施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人・受注会社幹部並びに各地方農政局地方参事官（議長）・関係課職員、事業所長、次長、総括監督員、主任監督員、監督員が対応方針の協議・確認を行う対策検討会議を開催することができるものとする。なお、対策検討会議は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催する。

#### (5) 建設コンサルタントの出席

上記（1）、（2）、（3）及び（4）の会議に必要な応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関らず変更契約の対象としない。

#### (6) 工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書様式-42）に記録し、相互に確認するものとする。

### 8. 現場環境の改善の試行

本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

#### (1) 内容

受注者は、現場に以下の1～11の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。ただし、12～17については、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須では無い。

##### 【快適トイレに求める機能】

- 1) 洋式（洋風）便器
- 2) 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付きを含む）
- 3) 臭い逆流防止機能
- 4) 容易に開かない施錠機能
- 5) 照明設備
- 6) 衣装掛け等のフック付、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

##### 【付属品として備えるもの】

- 7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- 8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- 9) サニタリーボックス
- 10) 鍵と手洗器

11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

**【推奨する仕様、付属品】**

12) 便房内寸法 900 mm×900 mm以上（面積ではない）

13) 擬音装置（機能を含む）

14) 着替え台

15) 臭気対策機能の多重化

16) 室内温度の調節が可能な設備

17) 小物置場（トイレトペーパー予備置き場等）

**(2) 快適トイレに要する費用**

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。受注者は上記（1）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】1～6及び【付属品として備えるもの】7～11の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事（施工箇所）※までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基/工事（施工箇所）※より多く設置する場合や、積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

※ 施工箇所が点在等、トイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所で計上できるものとする。

(3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

(4) 監督職員と事前に協議を行わず快適トイレを設置した場合や、必要書類を期日までに提出しない場合等は、変更の対象としない場合がある。

**9. 熱中症対策に資する現場管理費の補正**

(1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

(2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

・真夏日

日最高気温が30℃以上の日をいう。

・工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、夏季休暇分として土日以外の3日間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

・真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

真夏日率＝工期期間中の真夏日÷工期

(3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。

(4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。

なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

(5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

(6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

補正値(%)＝真夏日率(%)×補正係数※

※ 補正係数：1.2

#### 10. 総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）について

(1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や、部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する、総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の対象工事である。

(2) 受発注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

#### 11. 法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

#### 12. 週休2日による施工

(1) 本工事は、週休2日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週休2日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。

(2) 「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいう。なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。

1) 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6

日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

2) 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われな  
ない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うこ  
とは可とする。

(3) 週休2日（4週8休以上）とは、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日/28  
日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日につ  
いても、現場閉所日数に含めるものとする。

(4) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。

- 1) 受注者は、契約後、工事着手前日までに週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。
- 2) 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする
- 3) 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。
- 4) 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。
- 5) 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。

(5) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。

(6) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正し設計変更を行うものとする。

1) 補正係数

	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満
現場閉所率	現場閉所率 28.5% (8日/28日)以上	現場閉所率 25% (7日/28日)以上 28.5%未満	現場閉所率 21.4% (6日/28日)以上 25%未満
労務費	1.05	1.03	1.01
機械経費（賃料）	1.04	1.03	1.01
共通仮設費（率分）	1.04	1.03	1.02

現場管理費（率分）	1.09	1.07	1.05
-----------	------	------	------

## 2) 補正方法

当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお発注者は、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正係数の表に掲げる現場閉所率に応じた補正係数を用いて補正し、請負代金額を減額変更する。ただし、4週6休に満たないもの及び、工事着手前に週休2日に取り組むことについて、監督職員へ報告しなかったもの（受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む）については、当初積算の補正分を全て減ずるものとする。

また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする

(7) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて以下のとおり補正する。

名称	区分	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満
鉄筋工		1.05	1.03	1.01
鉄筋工（ガス圧接）		1.04	1.02	1.01

## 13. 週休2日制の促進

(1) 本工事は週休2日制を促進するため、現場閉所状況に応じて「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）に基づく工事成績評定において加点評価を行うとともに、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。

(2) 発注者は、現場閉所状況が4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）と確認した場合は、工事成績評定において加点評価するものとする。ただし、工事成績評定の合計は100点を超えないものとする。なお、加点評価に当たっては、以下のとおりとする。

1) 他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を本工事において実施した場合は、工事成績要領別紙5に示す「4. 創意工夫」に、次の評価項目を追加した上で最大2点を加点評価する。なお、複数事項への取組や実施状況の内容に応じて1点、2点で評価する。

○監督職員用

【働き方改革】

- 週休2日（4週8休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。
- 若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図られている。

2) 現場閉所による週休2日相当（4週8休以上）が達成した場合は、工事成績要領別紙3-1に示す「2. 施工状況（Ⅱ工程管理）」に、次の2つの評価項目を追加し、両方で加点評価する。ただし、週休2日に満たない（現場閉所率4週6休以上）場合は、「休日の確保を行った。」のみを評価する。

○監督職員用

- 休日の確保を行った。
- その他 [理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保を行った。]

○事業（務）所長用

- 工程管理に係る積極的な取組が見られた。
- その他 [理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保を行った。]

3) 現場閉所による週休2日相当（4週8休以上）が達成したことに加え、対象期間内の全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った場合は、工事成績要領別紙8に示す「7. 法令遵守等」に次の評価項目を追加した上で1点を加点評価する。

○事業（務）所長用

- その他 [理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保を行ったとともに全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った。]

(3) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が4週6休以上（現場閉所率21.4%（6日/28日）以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。

14. 現場環境改善費について

- (1) 現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上選択し合計5つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。
- (3) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	①用水・電力等の供給設備 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減

営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舍の快適化 ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ②盗難防止対策（警報器等） ③避暑（熱中症予防）・防寒対策
地域連携	①地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ②完成予想図 ③工法説明図 ④工事工程表 ⑤デザイン工事看板（各工事PR看板含む） ⑥見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑦見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧パンフレット・工法説明ビデオ ⑨社会貢献

#### 15. 1日未満で完了する作業の積算

- (1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。
- (2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
- (3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (5) 災害復旧工事等で事後精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

#### 16. 部分払いについて

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の

確保を目指すため、「出来高部分払方式実施要領」に基づき行うものとする。

#### 17. CCUS活用推奨モデル工事

- (1) 本工事は、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の普及促進を図るため、CCUSに本工事の建設現場に係る情報等を登録している事業者の比率等について目標を設定し、その達成状況に応じた工事成績評価を実施する試行工事である。
- (2) 受注者は、CCUSの活用について希望する場合、工事着手前に発注者に対して協議し、CCUSの活用に取り組むものとする。  
また、受注者がCCUSの活用に取り組む場合は、本条3～7を適用するものとし、受注者がCCUSの活用に取り組まない場合は、本条3～7は適用しないものとする。
- (3) 受注者は、CCUSに本工事の建設現場に係る情報の登録を行うとともに、設キャリアアップカードのカードリーダーを設置する。
- (4) 本条において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。
  - ・下請企業：建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第5項に規定する下請負人のうち、工事において施工体系図への記載が求められるものをいう。ただし、一人親方及び当該工事現場での施工が2週間以内の企業を除く。
  - ・技能者：下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。ただし、当該工事現場での就業が2週間以内の者を除く。
  - ・CCUS登録事業者：下請企業のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、事業者として自社の情報、雇用する技能者に関する情報又は建設現場に係る情報を登録するCCUSの利用者をいう。
  - ・CCUS登録技能者：技能者のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、技能者として本人情報を登録し、就業履歴情報を蓄積するCCUSの利用者をいう。
  - ・登録事業者率：CCUS登録事業者の数／下請企業の数
  - ・登録技能者率：CCUS登録技能者の数／技能者の数
  - ・就業履歴蓄積率：建設キャリアアップカードのカードリーダーへのタッチ等をして工事現場へ入場した技能者の数／工事現場へ入場した技能者の数
  - ・平均登録事業者率：(5)に定める計測日において計測された登録事業者率の平均値
  - ・平均登録技能者率：(5)に定める計測日において計測された登録技能者率の平均値
  - ・平均就業履歴蓄積率：(5)に定める計測日において計測された就業履歴蓄積率の平均値
- (5) 受注者は、登録事業者率、登録技能者率及び就業履歴蓄積率について、工事の始期から半年を初回とし、以降3ヶ月に1回の頻度で計測（当該計測した日を以下「計測日」という。）し、発注者に報告する。具体的な計測日は、受発注者の協議の上で決定するものとする。ただし、計測頻度については、CCUSの改修状況を踏まえて、受発注者の協議の上で変更することがある。

- (6) 受注者が、本工事期間中において、平均登録事業者率90%以上、平均登録技能者率80%以上及び平均就業履歴蓄積率50%以上（以下「目標基準」と総称する。）を全て達成した場合は、発注者は、審査項目「5. 創意工夫」の「その他」において1点加点を行う。また、受注者が、目標基準を全て達成し、かつ、平均登録技能者率90%以上を達成した場合は、発注者は、審査項目「5. 創意工夫」の「その他」において更に1点加点を行う。
- (7) 受注者は、本工事期間中において、平均登録事業者率70%、平均登録技能者率60%、平均就業履歴蓄積率30%のいずれかが未達成の場合は、本工事名、未達成の項目、要因及び改善策を工事完成検査日までに発注者に報告すること。
- (8) モデル工事における効果や課題を検証するため、発注者がCCUSの活用状況等の実態調査を行う場合は、これに協力すること。

#### 第15章 定めなき事項

この仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。